

不祥事根絶のための校内ルール

茨城県立下館工業高等学校長 田中 一豪

本校の教職員は、学校教育に携わる者として日頃からコンプライアンスを意識した行動を心がけ、教育活動に取り組んでいるところです。

しかしながら、全国的に一部の教職員による不祥事が続いており、教育に対する信頼が著しく損なわれている現状があることから、本校では、改めて私たち教職員が以下の点について共通認識をもって行動することで、不祥事根絶に取り組んでまいります。

1 体罰・暴言に関すること

- ・日頃から言動に注意し、可能な限り複数人での対応を心がける。
- ・研修等を通して体罰によらない指導法等について全職員が共通理解を図り、一人一人が体罰や暴言は人権を侵害する行為であるという認識を持つ。
- ・管理職及び教職員間で生徒の情報を共有し、組織として対応する。

2 わいせつ行為・盗撮に関すること

- ・教室等において、外から見えない状態で生徒と1対1にならない。相談等の際はドアを開放するなどしてできる限り複数人で対応する。
- ・電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。
- ・教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- ・校内の整理整頓に努め、不審物がないか常に点検する。

3 飲酒運転に関すること

- ・教職員間で声を掛け合い、飲酒運転の未然防止に努める。
- ・飲酒する場合は、原則として自家用車を使用しない。また、飲酒をしない前提で参加している人に飲酒を勧めない。
- ・翌日に自家用車等を運転する場合には深酒を避ける。

4 個人情報の取扱い等に関すること

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち帰るときは管理職に了解をもらい情報資産持出記録台帳へ記載する。
- ・複数名にメールを送る場合はBCCで送信する。誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数人で確認する。
- ・職員室内の整理整頓に努め、個人情報が含まれる書類等を放置しない。また、校内で訪問者と面会をする場合は、職員室ではなく応接室等を使用する。

5 適正な会計処理に関すること

- ・各種会計が適切に処理されるように、定期的に複数人で領収書と会計簿の突合を行う。
- ・できる限り現金を取り扱わない方法で対応する。

6 相談・連絡体制や防犯意識の向上に関すること

- ・教職員や生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・教職員は、定期的に「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して、自己点検を行う。